

【無料職業紹介事業】

一法人名称の変更一

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	無料職業紹介事業変更届出書及び職業紹介事業許可証書換申請書 (様式第6号)【第1面・第2面】	1	2
※事業所の名称も変更になる場合は、事業所名称も変更(同様式上で変更可)			
◎添付書類	定款又は寄付行為		
	① ※原本証明したものを提出 ※変更後のものが作成されていない場合には『株主総会議事録』も添付	—	2
	② 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1	2
◎提出期限	変更後 30日 以内	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> ※事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は、法人の登記事項証明書及び建物に係る不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができます。 </div>	
◎手数料等	なし		
◎提出先	事業主を管轄する労働局		

【無料職業紹介事業】

一法人住所の変更一

		提出部数	
		原本	コピー
◎添付書類	無料職業紹介事業変更届出書及び職業紹介事業許可証書換申請書 (様式第6号)【第1面・第2面】	1	2
※事業所の所在地も変更になる場合は、事業所所在地も変更(同様式上で変更可)			
◎添付書類	定款又は寄付行為		
	① ※原本証明したものを提出 ※変更後のものが作成されていない場合には『株主総会議事録』も添付 ※同市町村内の住所変更で、定款に変更が生じない場合は提出不要	—	2
	② 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1	1

※職業紹介事業を行う事業所所在地も変更した場合は、上記の添付書類に加え、「事業所の所有権を証する書類(賃貸契約書や不動産登記事項証明書など)」「事業所レイアウト図」も必要となります。

◎提出期限	変更後 30日 以内	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> ※事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は、法人の登記事項証明書及び建物に係る不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができます。 </div>
◎手数料等	なし	
◎提出先	事業主を管轄する労働局	

【無料職業紹介事業】

— 事業所名称の変更 —

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	無料職業紹介事業変更届出書及び職業紹介事業許可証書換申請書 (様式第6号) 【第1面・第2面】	1	2

※法人の名称も変更になる場合は、法人名称も変更（同様式上で変更可）

※法人名称も変更した場合は、「登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」「定款又は寄付行為」も必要となります。

※事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手に入れる場合は、法人の登記事項証明書及び建物に係る不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができます。

- ◎添付書類 不要（内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合がございます。）
- ◎提出期限 変更後**10日**以内
（※法人名称も変更し、登記簿謄本の提出が必要な場合30日以内）
- ◎手数料等 なし
- ◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

【無料職業紹介事業】

— 事業所所在地の変更 —

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	無料職業紹介事業変更届出書及び職業紹介事業許可証書換申請書 (様式第6号) 【第1面・第2面】	1	2

※法人住所も変更になる場合は、法人住所も変更する（同様式上で変更可）

◎添付書類	事業所の所有を証する書類		
	① ※不動産登記事項証明書（自己所有の場合）	1	1
	※賃貸契約書（転貸借の場合は、「原契約」「転貸借契約書」「所有者の承諾書」が必要）	—	2

※法人住所も変更した場合は、上記の添付書類に加え、「定款又は寄付行為」「登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」も必要となります。そのほか、補足資料をお願いする場合がございます。

※事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手に入れる場合は、法人の登記事項証明書及び建物に係る不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができます。

- ◎確認書類 事業所のレイアウト図
- ◎提出期限 変更後**10日**以内（登記簿謄本の添付が必要な場合30日以内）
- ◎手数料等 なし
- ◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局